

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員には、報酬、役職手当、期末手当及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員には、別表第1に定める報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表第2「常勤役員の報酬月額」の範囲内で、会長が理事会の承認を得て定める。

- 2 常勤役員の役職手当の額は、別表第3「常勤役員の役職手当の額」の範囲内で、会長が理事会の承認を得て定める。
- 3 常勤役員の期末手当の額は、別表第4「常勤役員の期末手当の額」の範囲内で、会長が理事会の承認を得て定める。
- 4 常勤役員の通勤手当は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則に準じて支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給方法については、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則に準ずる。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、法人の業務を行う都度支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

別表第1

法人の業務を行う役員の報酬

区 分	1回あたりの報酬額
会 長	10,000円
副会長	5,000円
監 事	8,000円

別表第2

常勤役員の報酬月額 40万円までの範囲内

別表第3

常勤役員の役職手当の額 常勤役員の報酬月額×100分の15の範囲内

別表第4

常勤役員の期末手当の額 基準日在職の常勤役員の報酬月額×3.0の範囲内